

国内肥料資源利用拡大対策事業【令和7年度補正予算】

事業概要



農林水産省

Contents

0 国内資源の肥料利用の拡大
に向けた対応方向

1 事業の全体像

2 支援内容

A : 国内肥料資源活用総合支援事業

B : 畜産環境対策総合支援事業

3 令和6年度補正予算からの
主な変更点

9 令和6年度補正予算からの
主な変更点

4 申請手続

C : 家畜排せつ物処理施設
構造転換支援事業

5 事業実施計画書の主な内容

10 事業の概要

6 事業実施計画書に対する審査
基準・採択方法

11 事業実施に係る主なフロー

7 事業実施に係る主なフロー

12 事業実施計画書に対する審査
基準・採択方法

8 スケジュール

13 スケジュール

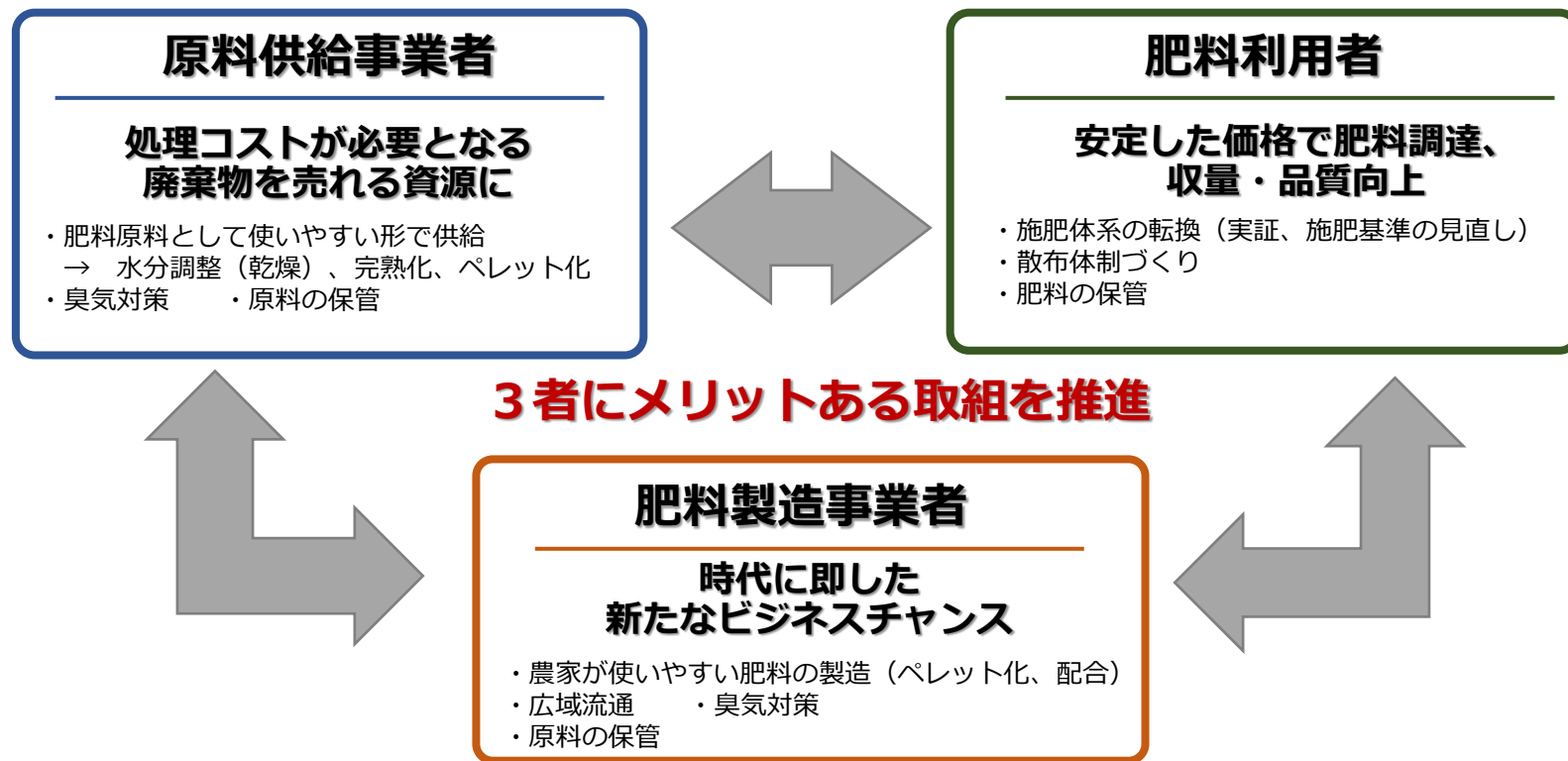
14 問い合わせ先

参考

国内肥料資源の利用拡大に向けた取組

国内資源の肥料利用の拡大に向けた対応方向

- ✓ 国内資源の肥料利用や取組の定着に当たっては、**原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者が連携した取組が不可欠。**
- ✓ **これら3者それぞれにメリットのある形での連携した取組を推進し、各地域の状況に応じた多様な取組を創出。**



「農家が使いやすい、使いたくなる国内資源由来肥料」の例

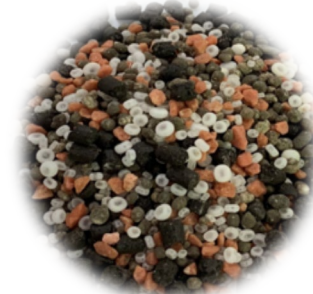
高品質な堆肥

- ・ 水分含量が低く、臭いも少ない
- ・ 作物生育への悪影響が少なく、散布しやすい



ペレット肥料

- ・ ペレット化され、広域流通可能
- ・ 農家が持っている散布機（ブロードキャスター）で撒ける



有機入り複合肥料

- ・ 成分が調整されており、化成肥料の代わりに使える
- ・ BB肥料などで各品目のニーズに合った肥料が製造できる

<対策のポイント>

肥料の国産化に向けて、畜産由来の堆肥や下水汚泥資源などの国内資源の肥料利用を推進するため、肥料の原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携づくりや施設整備等を支援します。

<事業目標>

- 肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を拡大（40% [令和12年度まで]）
- 畜産分野の温室効果ガス排出削減（29万t-CO₂ [令和7年度→令和12年度まで]）（1の②の事業）

<事業の内容>

1. 施設整備等への支援

- ① 堆肥等の高品質化・ペレット化など、広域流通等に必要な施設整備等を支援します。【補助上限額：20億円（畜産局事業は補助上限額なし）】
- ② 温室効果ガスの排出削減に資する家畜排せつ物の管理方法への変更を行うための施設整備等を支援します。

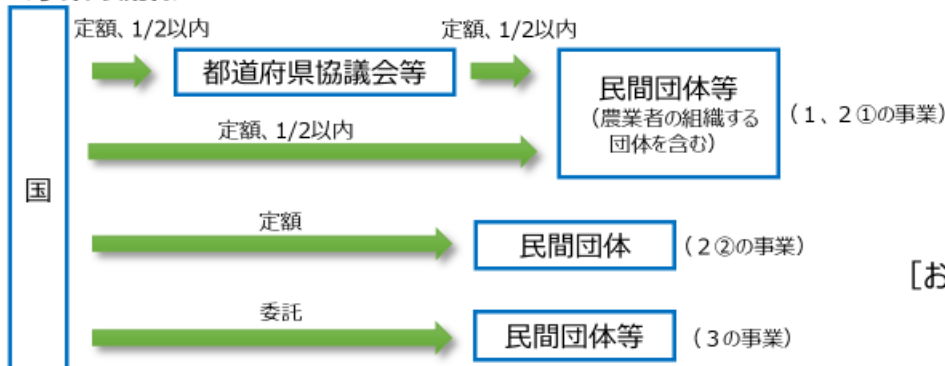
2. 国内資源の肥料利用拡大等の取組への支援

- ① ほ場での効果検証の取組、成分分析、検討会開催、機械導入等を支援します。【補助上限額：肥料の試作2百万円、それ以外3千万円（いずれも機械導入費を除く）（畜産局事業は補助上限額なし）】
- ② 関係事業者間のマッチングや理解醸成等の取組を支援します。

3. 国内資源の肥料利用拡大に向けた調査

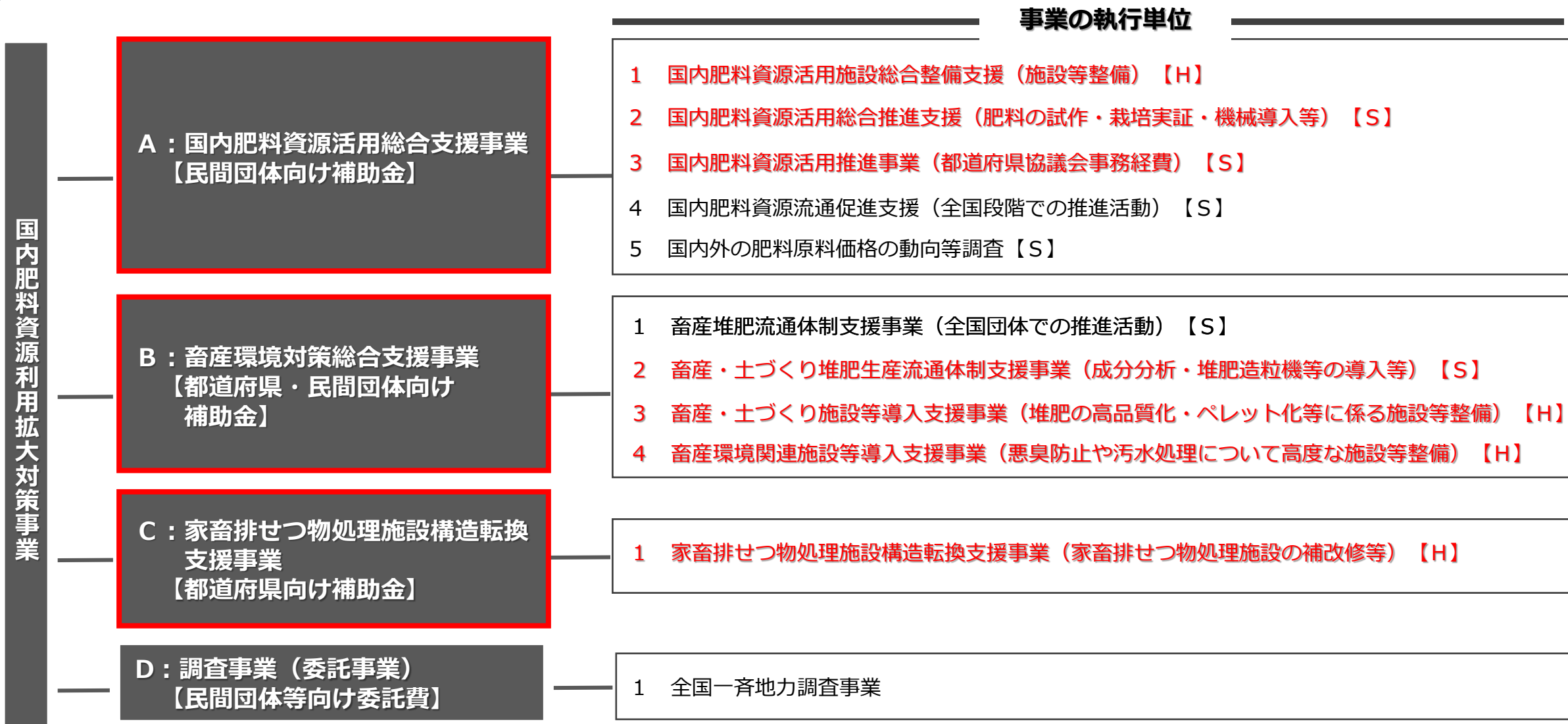
国内資源の肥料利用の効率化に必要な全国の土壌養分等の状況を調査し、土地生産力を明らかにします。

<事業の流れ>



<事業イメージ>





H : 施設整備等事業（ハード事業）60.0億円、S : 実証・機械導入等事業（ソフト事業）10.0億円の内数

赤字 : 本資料において説明する事業内容

✓ 国内資源由来肥料（※）の利用拡大に当たって、関係事業者が抱える課題の解決に必要な取組を支援します。

原料供給事業者

農家や肥料製造事業者が使いやすい肥料や肥料原料の安定供給に向けた体制づくりを支援します。

詳細はP12・28へ

堆肥の高品質化

堆肥の水分調整、発酵、調整等に必要な施設の整備・改修や機械導入等への支援が可能です。



ペレット化による肥料メーカーへの供給、広域流通

ペレット化設備の導入や、新たな流通方法の検討に必要な運搬費等への支援が可能です。



肥料・肥料原料の成分分析

分析機関への外注、検査機器の導入等への支援が可能です。



肥料製造事業者

肥料利用者が使いやすい国内資源由来肥料の製造・供給体制づくりを支援します。

詳細はP13へ

新たな肥料の試作

肥料試作に必要な肥料原料の購入、成分の分析、施肥効果の検証等への支援が可能です。



製造・配合などの施設整備

製造施設の整備やライン増設、臭気・衛生対策に必要な設備の導入等への支援が可能です。



流通体制の整備

原料や肥料の保管に必要な施設の整備、原料等の運搬に係る実証等への支援が可能です。



肥料利用者

国内資源由来肥料への転換に必要な新たな肥料の効果検証の取組や散布機の導入等を支援します。

詳細はP14へ

生産現場での新たな肥料の導入や効果の検証

栽培実証に必要な新たな肥料の購入に係る経費、土壌分析、研修会の開催等への支援が可能です。



散布機の導入

マニュアルスプレッダやブロードキャスト等の散布機導入の支援が可能です。



【事業実施の前提】原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者との間で「連携計画」を作成

「連携計画」とは？

記載例

✓ 国内資源の肥料利用の拡大に向けて、**事業実施主体が連携するプレイヤーと取組内容を整理する計画**です。

✓ 肥料原料供給者、肥料製造事業者、肥料利用者のそれぞれを位置付けていただく必要がありますが、**必ずしも三者が別々の者である必要はありません**。

(例) 原料供給事業者と肥料製造事業者が同一の事業者となるケース、肥料製造事業者と肥料利用が同一の事業者となるケース等

✓ 小売業者等（ホームセンターを含む）を肥料利用者に位置付ける場合は、**双方の合意が確認できる資料**を添付してください。

国内肥料資源の利用拡大に向けた連携計画

課題	〇〇地域では、畜産業から排出される家畜ふん尿を個々の畜産農家が堆肥製造等により処理してきたが、近隣に堆肥を利用する耕種農家が少なく、家畜ふん尿の滞留が畜産経営の維持・拡大の障壁となっている。
目指す姿	国内資源である家畜ふん堆肥を主原料とする肥料をペレット化し、県内のみならず、県外へも流通させることにより、供給量を増加させるとともに、耕種農家と連携し、化学肥料の代替肥料として定着させる。

原料供給事業者		肥料製造事業者		肥料利用者	
事業者名	□□畜産	事業者名	△△肥料	事業者名	☆☆農業協同組合の耕種農家
取組内容	ペレット加工に適した品質（水分調整等）で肥料原料となる豚ふん堆肥を安定供給する。	取組内容	堆肥受け入れ施設を増強するとともに、農家が使いやすい堆肥入り6-6-6混合肥料の供給に向け、ペレット化に必要な施設を整備する。	取組内容	化学肥料に代わる新たな堆肥入り6-6-6混合肥料の効果検証を行うとともに、散布に必要な機械を導入する。
活用事業	-	活用事業	国内資料資源利用拡大対策事業	活用事業	-

A : 国内肥料資源活用総合支援事業

主な変更点	内容
<p>1 事業要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード支援）」において、複数年度に渡る事業実施計画書を作成できる条件に、「総事業費が20億円を超えない場合でも、工程上、単年度での事業完了が不可能であると認められ、かつ、成果目標である肥料成分ベースの肥料原料・肥料の供給数量又は肥料の取扱数量が100tを超える場合」を追加。 要領別紙1の第7 ■ 「国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト支援）」における肥培効果の検証には、事業実施年度の翌年度に収穫物を得られる農作物も用いることが可能（事業実施年度の翌年度に発生する経費については、補助の対象外となります。） 要領別紙1-2-1
<p>2 事業実施計画書に対する審査基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト支援）」に係る事業実施計画書の審査に当たり、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の代替性の審査基準に、下限値を設定。 要領別紙1-7

2

事業実施計画書
に対する審査基準

- **「地域計画に位置付けられた地域における取組」の審査項目を変更**（令和7年度当初予算より）。
 (変更前) ①本事業の実施に供するほ場が、地域計画のうち目標地図において農業を担う者が位置付けられているほ場である場合、又は、②事業実施主体若しくは中心的な取組主体が地域計画のうち目標地図に位置付けられた者である場合
 (変更後) ①本事業の実施に供するほ場が、将来像が明確化された地域計画（※）において農業を担う者が位置付けられているほ場である場合、又は、②事業実施主体若しくは中心的な取組主体が将来像が明確化された地域計画に位置付けられた者である場合。
 ※目標集積率が、「現状の集積率を下回らないこと」、「目標集積率が8割以上であること」等の条件があります。

要領別紙 1 - 7

3

その他

- **「交付決定前着手届」について、事業実施計画書を都道府県協議会を經由して提出している場合、交付決定前着手届の提出は、都道府県協議会までとするよう、修正**（地方農政局等へは、交付申請書に添付する事業実施計画書に着手予定年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載）。
- <他施策との関連付け>
- **交付申請時及び実績報告時における、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートの提出を義務化。**

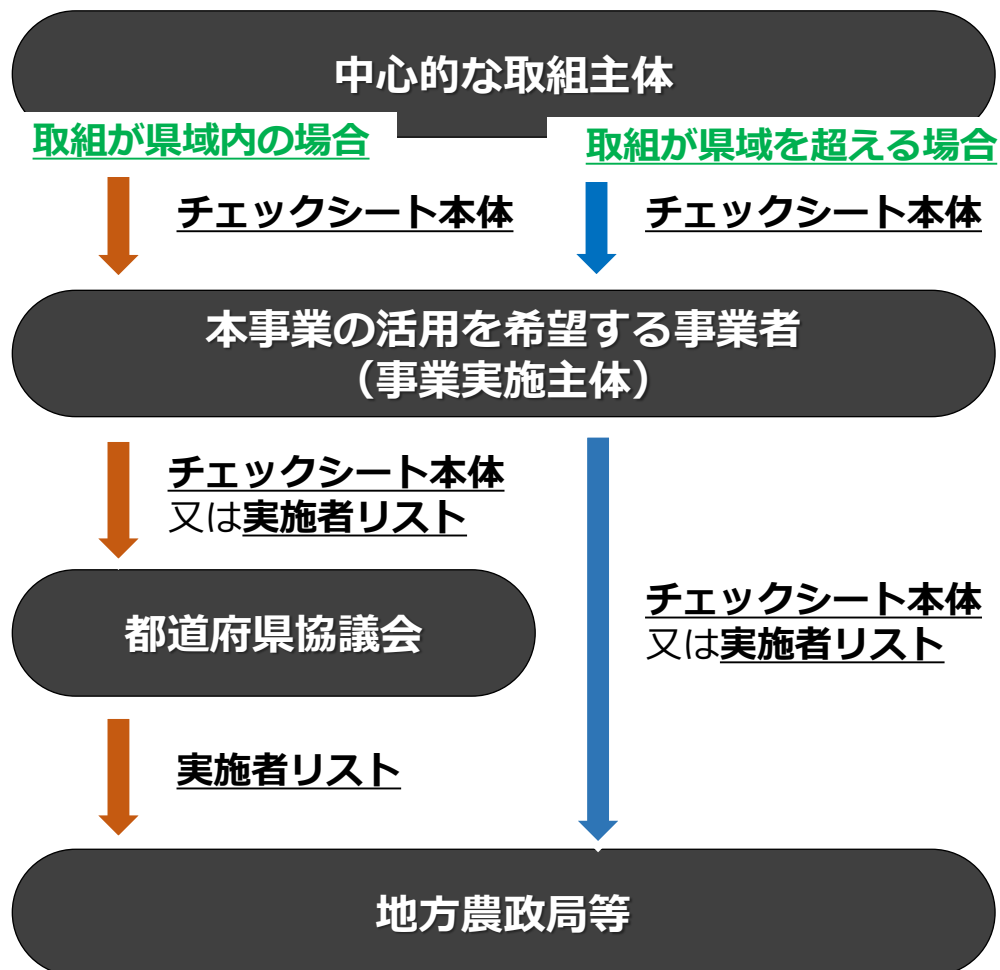
要領別紙 1 の第10

要領別紙 1 の第17

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートとは、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化することにより、補助事業の実施により新たな環境負荷が生じないようにするため、農林水産省全ての補助事業において導入されたものです。

◆ チェックシートの提出方法



◆ 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リスト（別記様式第5別添4）

事業実施主体又は中心的な取組主体が相当数となり、チェックシート本体を提出することで、申請資料が膨大となる場合、事業実施主体又は都道府県協議会はチェックシート本体を保存した上で、実施者リストを作成し提出することで、チェックシート本体の提出を省略することが可能です。

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リスト記載例

番号	事業実施主体名又は 中心的な取組主体名	対象チェックシート		
		農	畜	民
1	〇〇法人 代表 〇〇 〇〇			●
2	△△組合 代表 △△ △△	●		
2-1	〇〇 〇〇 (中心的な取組主体)	●		
2-2	△△ △△ (中心的な取組主体)	●		
2-3	□□ □□ (中心的な取組主体)	●		
3	×× ××		●	
総数	6			

支援対象者

- (1) 畜産業を営む者又は地域の家畜排せつ物処理を引き受けて堆肥の生産を行う者。
- (2) 牛肉骨粉製造事業者（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第3条第1項に基づく都道府県知事の許可を受けている者。）
- (3) その他の事業者（食品残渣等の肥料原料として使用できる資源を供給する者。）
（この他、ソフト支援に限り、関係事業者で構成し一定の要件を満たすコンソーシアムも可。）

支援メニュー・補助率・成果目標

支援メニュー（※1）		補助率	補助上限額	成果目標（※2）	
1	ソフト	定額	3千万円	国内資源由来肥料の 施用面積の増加	
2					国内資源由来肥料原料の成分分析、原料の収集に係る実証
3					事業の効率的な取組に必要な調査（※3） 取組拡大のための情報発信（※3）
4		1/2以内	-		
5	ハード	1/2以内	20億円 (単年度)	国内資源由来肥料原料の 供給数量の増加	
				国内資源由来肥料原料の収集・運搬等に必要な機械の導入	

（※1）必要な支援メニューを選択可能です。

（※2）成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度となります。

（※3）1又は4の取組に附帯するものに限る

留意事項等

- ・ 配合飼料を購入している畜産業を営む者の場合、配合飼料価格安定制度の契約締結を継続する必要。
- ・ 国内資源由来肥料の標準的な施用量等を記載した施肥マニュアルを作成し、当該肥料の利用拡大に取り組む必要。



支援対象者

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第4条に基づき登録を受けている者
又は第22条に基づき届出を行っている者

（この他、ソフト支援に限り、関係事業者で構成し一定の要件を満たすコンソーシアムも可。）

支援メニュー・補助率・成果目標

支援メニュー（※1）		補助率	補助上限額	成果目標（※2）
1	国内資源由来肥料の試作	定額	3千万円 （ただし、1の取組については機械の借上費を除き2百万円）	肥料法に基づく登録又は届出
2	国内資源由来肥料の成分分析、原料の収集や国内資源由来肥料の運搬に係る実証			国内資源由来肥料の施用面積の増加
3	事業の効率的な取組に必要な調査（※3）			
4	取組拡大のための情報発信（※3）			
5	国内資源由来肥料の加工等に必要な機械の導入	1/2以内	—	
6	ハード 国内資源由来肥料の製造の施設等の整備 （施設等の整備に伴う既存施設等の撤去・原状回復を含む）	1/2以内	20億円（単年度）	国内資源由来肥料の供給数量の増加

（※1）必要な支援メニューを選択可能です。

（※2）成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度となります。

（※3）1、2又は5の取組に附帯するものに限る

留意事項等

- 国内資源由来肥料の標準的な施用量等を記載した施肥マニュアルを作成し、当該肥料の利用拡大に取り組む必要。



支援対象者

- ・ 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体、民間事業者及び地方公共団体等。
- ・ 国内資源由来肥料の効果の検証に取り組む農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5人以上参加する必要。
（この他、ソフト支援に限り、関係事業者で構成し一定の要件を満たすコンソーシアムも可。）

支援メニュー・補助率・成果目標

支援メニュー（※1）		補助率	補助上限額	成果目標（※2）	
1	ソフト	定額	3千万円	国内資源由来肥料の 施用面積の増加	
2					国内資源由来肥料の肥培効果や散布効率に関する栽培実証、 土壌等に関する分析（※3、4）
3					事業の効率的な取組に必要な調査（※5）
4	取組拡大のための情報発信（※5）				
4		1/2以内	-		
5	ハード	1/2以内	20億円（単年度）	国内資源由来肥料の 取扱数量の増加	
				国内資源由来肥料の散布や土壌分析等に必要な機械の導入 （※3）	
				国内資源由来肥料の流通保管施設等の整備 （施設等の整備に伴う既存施設等の撤去・原状回復を含む）	

（※1）必要な支援メニューを選択可能です。

（※2）成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度となります。

（※3）事業実施計画書に位置付けられた中心的な取組主体が行う1に係る資材購入費、燃料費、役務費や4に係る機械器具費等も支援対象です。

（※4）1に係る資材購入費については、予算成立日（令和7年12月16日）以降に購入した資材も支援対象です。

（※5）1又は4の取組に附帯するものに限る

留意事項等

- ・ 国内資源由来肥料の標準的な施用量等を記載した施肥マニュアルを作成し、当該肥料の利用拡大に取り組む必要。



支援メニュー・補助率・成果目標

支援メニュー（※1）		補助率	成果目標（※2）
1	事業実施主体に対する指導や助言等	定額	(目標設定不要)
2	事業実施主体に対する補助金の交付等		
3	事業実施主体から提出された書類の確認		
4	国内資源由来肥料の活用促進のための調査等 〔 施肥基準等の見直しに向けた調査、関係事業者間の連携づくりや生産現場への普及啓発の取組等 〕		国内資源由来肥料の取組拡大に向けた検証可能な成果目標を設定する必要。
5	その他必要な事項 〔 1～4の取組のほかに、事業の推進に必要な取組 〕		

(※1) 必要な支援メニューを選択可能です。

(※2) 成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度となります。

留意事項等

- 協議会規約等及び業務方法書を定め、地方農政局長等の承認を得る必要。
ただし、**過去に承認を受けた協議会を存置させ、協議会規約が過去の承認時等から変更されていない場合は、承認手続を省略可。**
- 都道府県協議会による**間接補助事業の完了**は、**間接補助事業者（事業実施主体）への補助金の交付**や**外部委託業務等の完了**となるため、**年度内にこれらに係る支払を終えられるよう、概算払の活用を含め執行管理が必要。**

補助対象経費（共通）

本事業を実施するために直接必要となる下記の費目が補助対象となります。

! 目標達成に向けた取組に必要な経費として明確に区分でき、証拠書類によって金額等が確認できるものに限りします。

費目	留意事項等
機械器具費	<ul style="list-style-type: none"> ・機械の導入、リース導入又は改良に係る経費 ・計画書作成段階で複数見積り、交付決定後に一般競争入札又は複数見積もりが必要 ・導入する機械等の能力・規模が適正である必要
資材購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・栽培実証用の資材購入費については、予算成立日以降に購入した資材が対象
資材運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・肥料の原料収集等、新たな流通方法の実証に必要な経費
備品費	<ul style="list-style-type: none"> ・取得価格が50万円未満のもの
会場借料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が会議室を有している場合は、当該会議室を優先して使用する必要
通信・運搬費	
借上費	<ul style="list-style-type: none"> ・レンタルが困難な場合は、リースも可
印刷製本費	
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・備品費に属さないもの（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
情報発信費	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発は対象外

費目	留意事項等
燃料費	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用機械や車両等の燃料代
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を行うために必要な出張に係る経費
謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県協議会の構成員及び事業実施主体に対する謝金は対象外
委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者に委託することが必要かつ合理的・効率的な業務に限定する必要 ・委託先の事業者名、委託業務の内容、委託率（補助金合計額に占める委託費を割合）を明記する必要
役務費	
雑役務費	
賃金等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施のため、雇用した者に対して支払う実働に応じた対価等
施設等の整備又は改修に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・新設のほか、一定の要件を満たす既存施設等の改修も可 ・補助対象事業費の考え方等については、P17

国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）に係る主な留意事項等

補助対象事業費

① 工事費

（建設工事費、製造請負工事費及び機械器具費を含む。）

② 実施設計費

（実施設計に必要なとなる測量費及び調査費を含む。）

③ 工事雑費

（原則として①+②の3.5%以内）

（注意！）

施設等の整備に当たっては、

- ・ 環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するほか、立地場所の選定や当該施設等のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮する
- ・ 周辺住民からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備える

こと等を要件としていますので、ご注意ください（要領別紙1-1第6の8）。

また、関係法令の手続きに時間がかかる場合があるので、事前に自治体等に相談し、施設等の整備にあたって必要な手続きや期間等を確認するようにしてください。

主な手続

1. 実施設計書の作成

- 実施設計書を作成の上、工事の着工までに地方農政局長等に提出。

2. 事業の施行

- 直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行のいずれかの方法によって実施。
- 工事の着手に当たり、入札結果等を地方農政局長等に提出。

3. 事業完了

- 工事が完了したときは、速やかにしゅん功届を地方農政局長等に提出。

留意事項

- ✓ 設計事務所等に委託する場合には、原則として一般競争入札により受注者を選定する必要。
- ✓ 施設整備等に係る契約に当たっては、契約手続等の一層の公平性、透明性等を図る必要。
 - 契約者選定に当たり、契約規模、契約内容、関係者との協議等について基準を定めるなどの措置。
 - 工事に関する契約において、一括下請負の禁止についての契約条項を明記。
 - 一般競争入札に当たり、公告期間は10日間以上（土日祝祭日を含まない）を確保し、広く周知。
- ✓ 補助対象経費の中に、事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合には、適正に利益等を排除する必要。

国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）に係る主な留意事項

肥料の試作

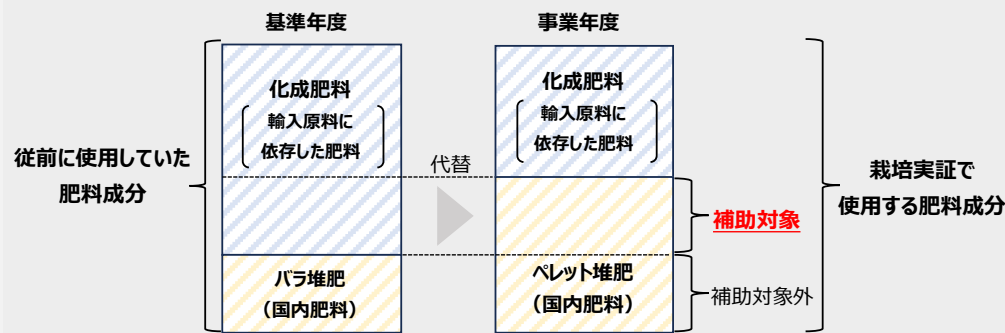
- 肥料法に基づく登録又は届出前の肥料を用いて生産した農産物は、有償無償を問わず、他者に譲渡してはならない。

- 試作の結果を取りまとめたことをもって事業完了。
- 事業完了後に提出する実績報告書には、試作の結果を添付。

栽培実証

- 補助対象となる国内資源由来肥料の上限量は、基準年（令和6年度）に栽培実証を行うほ場において散布していた海外からの輸入原料に依存した肥料の成分の代替となる国内資源由来肥料の量。

（イメージ図）



- 事業実施計画書に位置付けた肥料のいずれかを目標年度まで使い続ける。
- 栽培実証の結果を取りまとめたことをもって事業完了。
- 事業完了後に提出する実績報告書には、栽培実証の結果を添付（土壌分析等を行う場合は、分析結果も必要）。

機械導入

- 導入する機械等の能力・規模が適正であること（機械等の利用効率が概ね100%）。

$$\text{機械等の利用効率} = \frac{\text{成果目標面積}}{\text{負担可能面積}} \times 100$$

- ▶ **成果目標面積 (ha)**
成果目標年度における国内資源由来肥料の施用面積
- ▶ **負担可能面積 (ha)**
導入する機械等が、作業適期内に作業することにより、国内資源由来肥料の施用が可能となる面積

- 機械等の利用効率が大き過ぎれば、機械等の能力・規模が不足するため、成果目標の達成が困難。小さ過ぎれば、成果目標に対して機械等の能力・規模が過大。
→ 事業費が適正に算定されていなければ不採択となるため、機械等の利用効率が概ね100%となるような計画とする必要。

原料供給事業者・肥料製造事業者

「連携計画」
に位置付けら
れた取組範囲

都道府県域を超えない場合
⇒ 都道府県協議会に対し申請

都道府県域を超える場合
⇒ 都道府県協議会 又は
地方農政局等に対し申請

肥料利用者

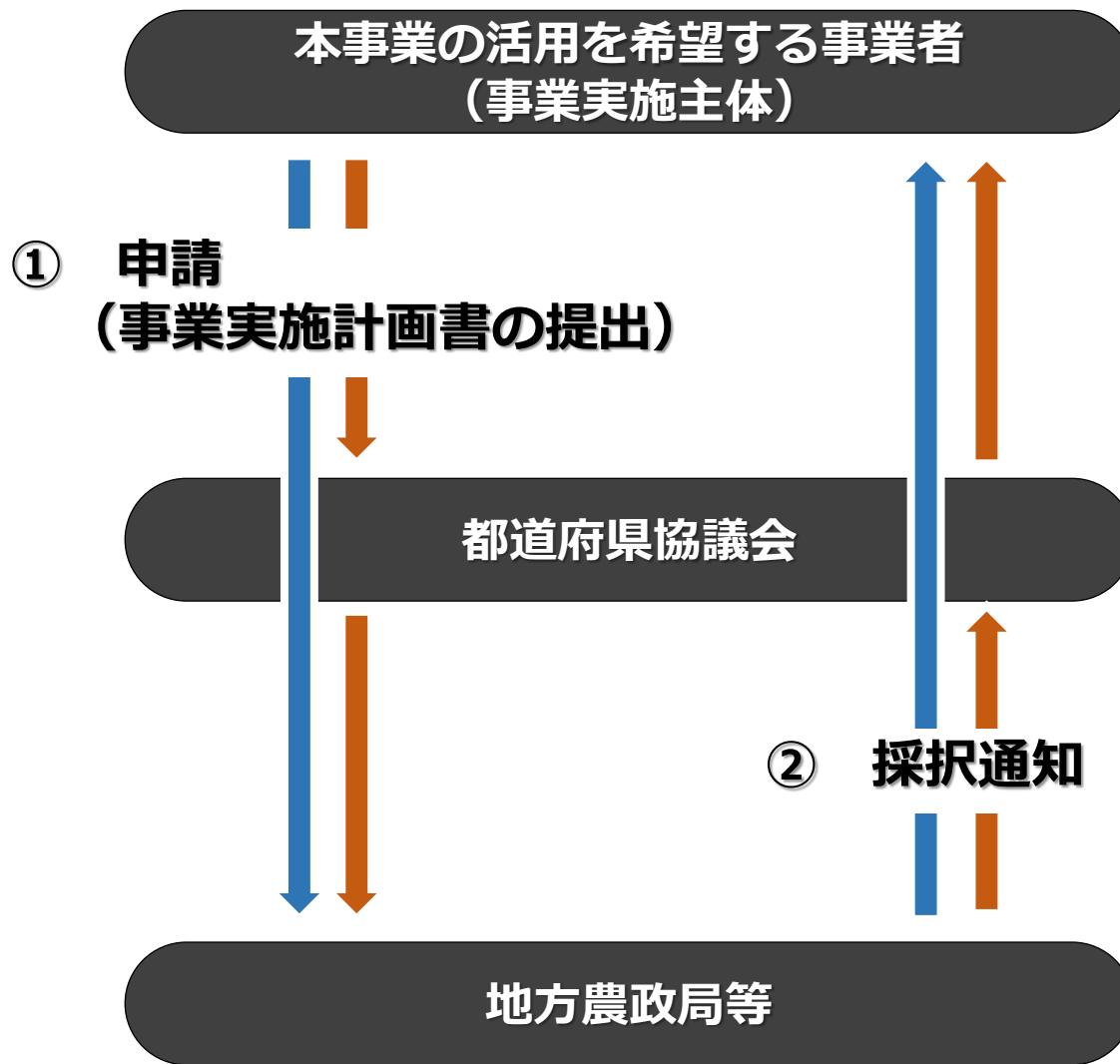
事業の
実施場所

都道府県域を超えない場合
⇒ 都道府県協議会に対し申請

都道府県域を超える場合
⇒ 都道府県協議会 又は
地方農政局等に対し申請

※ 1 : 申請先が異なっても、実施要領に定める審査基準に従い同じタイミングで審査を実施します。提出ルートの違いにより採択基準や採択のタイミングが異なることはありません。

※ 2 : 採択後の交付申請手続等の手続ルートの考え方も同様です。



- 事業の目的
- 事業完了予定年月日（※1）
- 供給・利用する肥料
（肥料の種類、国内資源の種類、国内資源由来成分等）
- 成果目標（現状値・目標値、成果目標の設定根拠）
- 事業実施体制図
- 活用する支援メニュー等
- 工程表
- 事業費積算内訳（※2）

活用する支援メニューに応じて作成

（施設等の整備をする場合）

- 事業費の積算根拠、施設等の規模決定根拠、管理運営規定、図面、収支計画等

（栽培実証をする場合）

- 栽培実証計画（実証者情報、実証ほ場、実証品目、実証肥料、実証散布量、図面、補助対象となる国内資源由来肥料の上限量算出表等）

（機械・機器を導入する場合）

- 見積書（2者以上）
- 導入する機械等の能力・規模が適正であることを示す資料

※1 「国内肥料資源活用施設総合整備支援」に限り、総事業費が一定の規模を超え、工程上、単年度の事業完了が不可能な場合には、複数年度に渡る事業実施計画書の作成が可能です。

※2 1事業実施計画書当たりの補助上限額があります。

＜国内肥料資源活用施設総合整備支援及び国内肥料資源活用総合推進支援に係る審査基準＞

- ✓ 事業実施計画書ごとに評価・ポイント付けし、ポイントの合計値の高い事業実施計画書から採択優先順位を定め、予算の範囲内で事業実施主体となり得る候補者を選定します。
- ✓ 必須項目又は評価項目において一つでも不採択がある場合若しくはポイントの合計値が一定の値（8ポイント）に満たない場合は、補助金交付候補者として選定しないものとします。
- ✓ ポイントの合計値が同じ場合には、補助金額が低い事業実施計画書を上位として順位を定めます。

注1：過年度に本事業を活用した事業実施主体においては、過年度事業の成果目標値又は現状値のいずれか大きい値からの増加量により評価します。評価項目で不採択があるのは、国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）のみ。

注2：国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）のみ。

必須項目	事業実施計画書の妥当性 (採択/不採択)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果目標の妥当性 ・ 事業費の妥当性 ・ 取組内容や事業スケジュールの実現性
	事業実施主体の適格性 (採択/不採択)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要件の適合 ・ 実施体制の整備 ・ 連携計画の策定
評価項目	成果目標 (8/6/4/2/1/不採択) 注1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設定した成果目標の増加量（目標値－現状値）
加算項目	取組の広域性(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域流通に適した肥料の形態
	化学肥料の代替性 (8/5/3/不採択) 注2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内資源由来の窒素、リン酸、加里の成分量
	取組の新規性 (6)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過年度における本事業の実施の有無
	他施策との連携(5/3/2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく計画認定の有無 ・ 農業競争力強化法に基づく認定の有無 ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画に関する取組の有無 ・ 農林漁業循環経済先導計画に基づく先導計画の有無

※（ ）内の数字は、ポイント

(参考) 審査基準のうち評価項目の考え方

	ハード						ソフト（試作除く）					ソフト（試作）
評価項目（成果目標）の考え方	<p>目標値 (t) 事業実施の翌々年度に国内資源由来肥料を供給・取扱する量</p> <p>増加量 (t)</p> <p>現状値 (t) 基準年に国内資源由来肥料を供給・取扱した量</p> <p>現物ベースの重量の増加量 × 現物に含まれる国内資源由来の肥料成分割合の合計</p> <p>供給数量、取扱数量（国内資源由来の肥料成分ベース）の増加量 (目標値 - 現状値)</p>						<p>目標値 (ha) 事業実施の翌々年度に国内資源由来肥料を散布する面積</p> <p>現状値 (ha) 基準年に国内資源由来肥料を散布した面積</p> <p>増加量 (ha)</p> <p>国内資源由来肥料の施用面積の増加量 (目標値 - 現状値)</p>					事業実施の翌々年度までに肥料法に基づく登録又は届出
	ポイント	≥100t	≥80t	≥50t	≥20t	≥10t	10t未満	≥100ha	≥80ha	≥60ha	≥40ha	≥20ha
	8	6	4	2	1	不採択	8	6	4	2	1	

- ✓ 事業実施主体への補助金の交付等の事務に係る取組に対して優先して予算を配分します。
- ✓ その後、施肥基準の見直しに向けた調査、関係事業者間の連携づくりや生産現場への普及啓発の取組等、都道府県協議会による多様な取組について、内容に応じてポイント付けし、ポイントの合計値の高い事業実施計画書から優先順位を定め、採択します。

＜国内肥料資源活用推進事業に係る審査基準＞

必須項目	事業実施計画書の妥当性 (採択/不採択)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費の妥当性 ・ 取組内容や事業スケジュールの実現性 ・ 成果目標の妥当性
	事業実施主体の適格性 (採択/不採択)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要件の適合
加算項目	取組の類型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施肥基準の見直しに向けた取組が計画されている場合(10)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係事業者間の連携づくりの取組が計画されている場合(10)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産現場への普及啓発の取組が計画されている場合(5)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策事業の推進に必要な取組が計画されている場合(3)

※ () 内の数字は、ポイント

国

事業実施主体

- 事業実施主体の募集。
(採択状況等を踏まえ、複数回実施。)

- 事業実施計画書等の審査。
- 補助金交付候補者の選定。
- 採択通知の発出。
(交付申請書の提出期限を通知。)

- 申請内容の審査。
- 交付決定採択通知の発出。
(交付申請書の受理から交付決定通知までの標準的な期間は1月。)



- **事業実施計画書、連携計画**を作成の上、提出。

連携計画の関係者を含め、十分に計画内容を精査の上、実現可能な計画を提出してください。

〔虚偽の申請や、採択後にやむを得ない事業（天災その他の災害等）以外の理由で**事業の取りやめがあった場合、次年度以降の申請が認められない**場合があります。〕

- 採択通知を受理した後、必要に応じて事業実施計画書の修正を行った上で、**交付申請書**を提出（補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合は、減額して申請）。
- 交付申請書に併せ、**環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート**等を提出。

この時点で、「採択マップ」として農水省HPにて簡単な実施内容を紹介させていただきます！

- **交付決定通知書の受理後、事業開始。**
(事業に係る発注・契約等が可能。)

交付決定の内容又はこれに附した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行。

〔補助事業の効果的な実施を図る上で**やむを得ない事情により交付決定前に事業の着手を行う場合**にあつては、「**交付決定前着手届**」を提出する必要。〕

事業実施

(留意事項)

- 売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付す必要。
(補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることも可。)
- 契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せに参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求める必要。
- 次の場合には、交付決定の取り消し等の措置。
 - ・ 法令や交付決定者の指示に違反した場合
 - ・ 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - ・ 補助事業に関し、不正、事務手続の遅延、不当な行為をした場合 等

[1月31日まで]

- **事業遂行状況報告書**の提出。(ただし、概算払請求書を提出した場合は不要。)
- (必要に応じて) 概算払請求書/計画変更等承認申請書/遅延届出書の提出。

[補助事業が完了した日から1月を経過した日
又は翌年度の4月10日のいずれか早い日まで]

- **実績報告書**の提出。
- (必要に応じて) 取得財産等処分の承認申請。

[成果目標の目標年度の翌年度の7月末日まで]

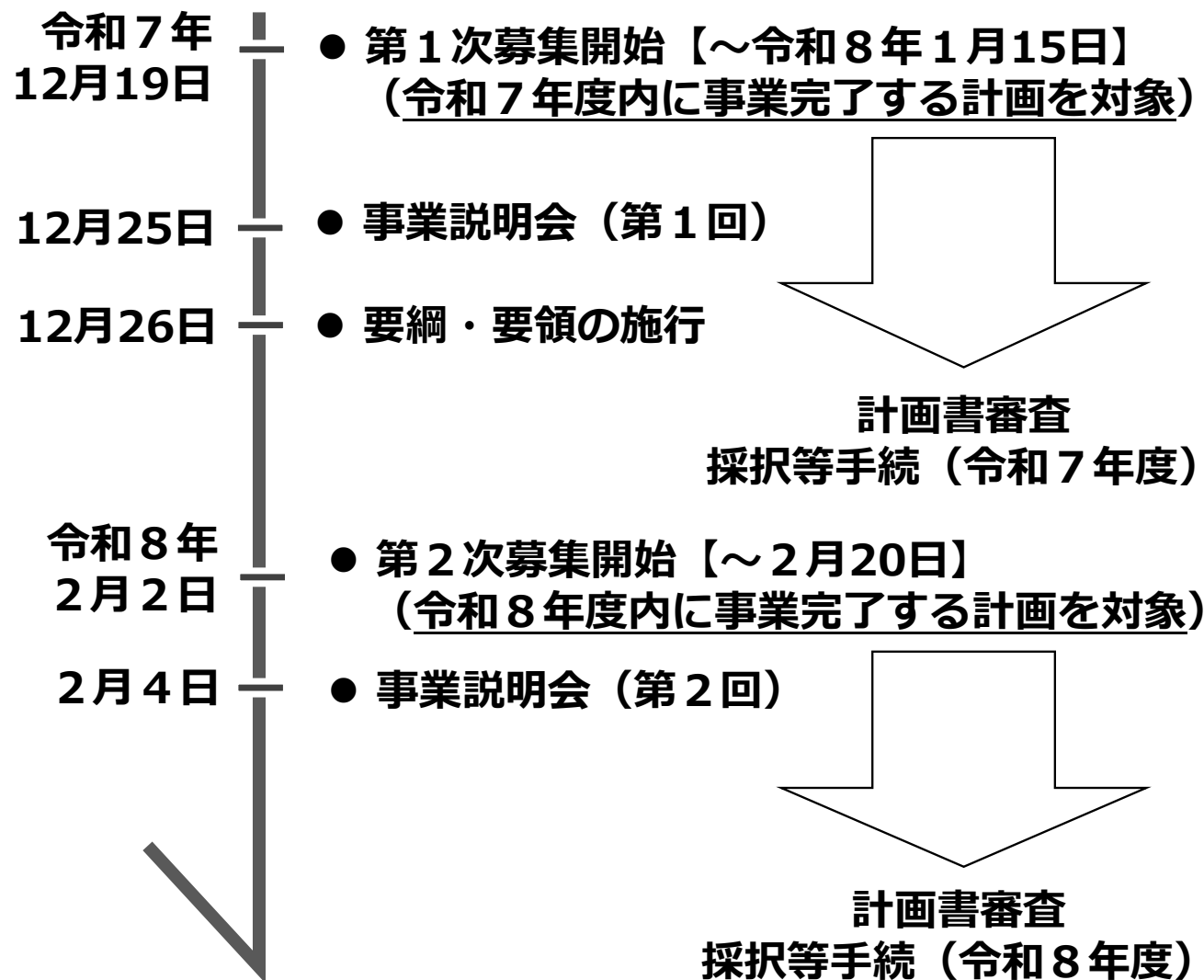
- **評価報告書**の提出。
(成果目標の達成状況について評価)

- 額の確定、精算。
(補助金の額を確定し通知。)

- ・ 現地調査
- ・ 必要に応じて是正命令

事業完了後

取得財産等については、補助事業完了後においても、**善良な管理者の注意をもって管理し、補助事業の目的に従って効率的運用を図る必要。**



B : 畜産環境対策総合支援事業

事業実施主体（取組主体）

- ・事業実施主体は、畜産を営む者に加え、地方公共団体、外部支援組織（コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等）、農業者の組織する団体、耕種農家、肥料業者などのうち、2者以上の異なる役割を担う者が参加する協議会（計3者以上）
- ・共同利用施設を支援の対象とする場合にあっては、施設の設置者が事業実施主体
- ・取組主体は、協議会構成員である次の者
畜産を営む者、農事組合法人、その他農業者の組織する団体、農業協同組合、株式会社又は持分会社、地方公共団体 等

支援メニュー・補助率・成果目標

支援メニュー	補助	成果目標（※）	
畜産・土づくり 堆肥生産流通体制支援事業 （ソフト支援）	・ 協議会の開催、堆肥の成分分析、クロピラリド検査体制の構築、堆肥等のマッチング体制の構築 等 （※補助上限 3千万円）	定額 1/2 以内	事業実施計画と整合のとれた定量的な目標及び協議会における堆肥等の生産量又は使用量を増加させる計画を自ら設定
	・ 堆肥の高品質化、ペレット化、袋詰め及びその他堆肥の流通を促進するために必要となる機械、クロピラリド検査機器の導入 ・ 堆肥を肥料業者に販売するために必要な経費への助成	1/2 以内 15千円/ t 以内	取組主体における堆肥又は液肥の生産量に占める ・ 販売量の割合の10ポイント以上の増加 ・ 肥料業者への販売量の割合の10ポイント以上の増加 いずれか1つの目標を選択
畜産・土づくり 施設等導入支援事業 （ハード支援）	・ 堆肥（液肥）の高品質化、ペレット化による広域流通等に必要施設の整備又は補改修 ・ 堆肥を肥料業者に販売するために必要な経費への助成	1/2 以内 15千円/ t 以内	
	・ 家畜排せつ物等焼却ボイラー施設整備	1/2 以内	取組主体における焼却灰等の生産量を増加させた上で、全量販売
畜産環境関連施設等導入支援事業（ハード支援）	・ 悪臭低減、汚水処理に係る高度な畜産環境対策に必要な施設の整備又は補改修 ・ 臭気測定、水質検査等	1/2 以内 定額	・ 臭気指数の11%以上の低減 ・ 排水1リットル当たりの硝酸性窒素等の20%以上の低減

（※）目標年度は、「畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業」のうち、協議会の開催等の支援は事業実施年度の翌年度、それ以外の事業は、事業実施年度の翌々年度。複数の支援メニューを実施する場合は、複数の成果目標を設定すること。



補助対象経費（畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業（ソフト支援））

要領別紙2 別表2

本事業を実施するために直接必要となる下記の費目が補助対象となります。

! 目標達成に向けた取組に必要な経費として明確に区分でき、証拠書類によって金額等が確認できるものに限りします。

費目	細目	留意事項等
事業費	会場借料	・会議等を開催する場合
	薬品費	・試薬、検査キット等の経費
	機械装置等導入費	・堆肥の高品質化、ペレット化、袋詰め及びその他堆肥の流通を促進するために必要な機械の導入費 ・クロピラリド検査機器の導入費 ・堆肥を肥料業者に販売するために必要な経費 ・堆肥等専用散布機（共同利用に限る） ・液肥タンク等の導入費 ・臭気測定装置等の導入費
	通信運搬費	・郵便代、運送代及びデータ通信の経費
	借上費	・実験機器、事務機器、分析機器、農業用機械、現地確認のための自動車等の借上経費
	印刷製本費	・資料等の印刷に係る経費
	原材料費	・必要となる材料の経費
	消耗品費	・短期間又は一度の使用によって消費される物
	普及啓発費	・直接必要なホームページ作成のためのサーバー利用料等の経費、広告・普及啓発費

費目	細目	留意事項等
研修費	研修受講費	・研修の受講に要する経費
	法律相談費	・クロピラリドに起因する生育障害が発生した際の法律相談に要する経費
	備品費	・事業を実施するために直接必要な備品の導入に係る経費。ただし、取得価格が50万円未満、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。
	調査員旅費	・資料収集、各種調査、打合せ、成果発表、研修等に必要経費
旅費	委員旅費	・会議出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費
	講師旅費	・研修会を開催するために依頼した専門家に支払う経費
謝金		・専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝金
委託費		・事業の交付目的たる事業の一部を他の者に委託するために必要な経費 ・補助金の額の50%未満とする。
役務費		・それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、検査、試験等を行う経費
雑役務費	手数料	・謝金等の振込手数料

主な変更点	内容
<p>1 費用対効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 温室効果ガス排出量の削減量は「日本国温室効果ガスインベントリ報告書（2025年）」に準じて算出すること。 <p style="text-align: right;">要領別紙2 別添3の第3の3の(8)</p>
<p>2 その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」について、事業実施後に取組んだ内容を報告し、抽出で選ばれた場合は、国の担当者による確認を受けること。 <p style="text-align: right;">要領別紙2 第7の(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ リース導入を選択した場合は、リース計画書と個票を提出すること。 <p style="text-align: right;">要領別紙2 第7の(4)、別記様式2-別紙1、別記様式3-別紙1</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域計画の内、将来像が明確化された地域計画に位置付けられた者である場合の加算措置を新設。 <p style="text-align: right;">要領別紙2 別添1</p>

C : 家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業

事業実施主体（取組主体）

- ・事業実施主体は、畜産を営む者に加え、地方公共団体、外部支援組織（コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等）、農業者の組織する団体、耕種農家、肥料業者などのうち、2者以上の異なる役割を担う者が参加する協議会（計3者以上）
- ・共同利用施設を支援の対象とする場合にあっては、施設の設置者が事業実施主体
- ・取組主体は、協議会構成員である次の者
畜産を営む者、農事組合法人、その他農業者の組織する団体、農業協同組合、株式会社又は持分会社、地方公共団体 等

支援メニュー・補助率・成果目標

	支援メニュー	補助	成果目標
家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業 (ハード支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出削減のための家畜排せつ物の管理方法の変更を実施するための施設の整備又は補改修に必要な経費 	1/2以内	取組主体における家畜排せつ物の管理方法の変更による温室効果ガス排出量の20%以上の低減とする。 目標年度は、事業実施年度の翌々年度。



項目

内容

・温室効果ガスの排出が少ない家畜排せつ物処理施設の整備・補改修や一体的に整備する堆肥化処理に必要な機械等の導入に必要な経費を支援。

<事業イメージ>

実施前



○堆積+切り返し



○貯留

実施後 (※)



○ブロワーの整備による堆積+通気



○攪拌機の整備による堆積+攪拌



○コンポストの整備による攪拌

1 事業内容

(※) 強制発酵処理へ切り替えることにより、メタン (CH₄) や一酸化二窒素 (N₂O) の発生量を削減。

成果目標の算出方法

■ 成果目標

取組主体における家畜排せつ物の管理方法の変更による温室効果ガス排出量の20%以上の低減。

要領別紙3 第5

■ 成果目標を算出するためには、以下の条件をすべて満たす必要がある。

- ・ 畜種は、乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラーに限る。
- ・ 事業実施前後で家畜種を変更しないこと。
- ・ 事業実施前の家畜排せつ物管理方法から、GHG排出量が少ない家畜排せつ物管理方法へと変更すること。また、事業実施前後で、家畜排せつ物の管理方法が、P.36～37の表の区分に該当すること。

要領別紙3 別添1

【例】

	畜種	家畜排せつ物の管理方法
事業実施前	肉用牛	排せつ物の分離状況：ふん尿混合処理 排せつ物処理区分：堆積発酵
事業実施後	肉用牛	排せつ物の分離状況：ふん尿混合処理 排せつ物処理区分：開放型強制発酵

- 算出方法は、計算式が入力してある「**成果目標算定様式**」に**必要項目**を入力して算出。
計算式入りの様式は要望調査時に配布予定。

<メタン排出量算出>

- (1) 目標年度の排せつ物中の有機物合計量
【入力が必要な項目】 **目標年度の飼養頭数、平均飼養日数**
- (2) 事業実施前の排せつ物管理に伴うCH₄排出量
【入力が必要な項目】 年度当たり排せつ物中の有機物合計量 (自動計算)
- (3) 事業実施後の排せつ物管理に伴うCH₄排出量
【入力が必要な項目】 年度当たり排せつ物中の有機物合計量 (自動計算)

<一酸化二窒素排出量算出>

- (1) 目標年度の排せつ物中の窒素量
【入力が必要な項目】 **目標年度の飼養頭数、平均飼養日数**
- (2) 事業実施前の排せつ物管理に伴うN₂O排出量
【入力が必要な項目】 年度当たりの排せつ物中の窒素量 (自動計算)
- (3) 事業実施後の排せつ物管理に伴うN₂O排出量
【入力が必要な項目】 年度当たりの排せつ物中の窒素量 (自動計算)

算出方法 排せつ物処理方法の区分

区分		管理区分の概要		区分		管理区分の概要			
排せつ物分離状況	処理区分			排せつ物分離状況	処理区分				
ふん尿 分離処理	ふん	天日乾燥	天日により乾燥し、ふんの取扱性（貯蔵施用、臭気等）を改善する。	ふん尿 分離処理	ふん	メタン発酵	スラリー状の家畜排せつ物を嫌気的条件下で発酵させる。発生したメタンガスはエネルギー利用する。		
		火力乾燥	火力により乾燥し、取扱性を改善。			公共下水道	浄化処理や曝気処理等を行わず、公共下水道へ排出する。排出量は廃棄分野で計上。		
		炭火処理	無酸素あるいは酸素が不足した状況下で、高温で有機物を熱分解することにより炭化物を生産する。			産業廃棄物処理	産業廃棄物として処理。		
		開放型強制発酵	スクープ式堆肥化施設など、開放型で強制通気や攪拌を行い数日から数週間で発酵させる。			放牧	採食のための植生を有する土地で家畜を飼養する。		
		密閉式強制発酵	密閉縦型施設など、密閉型で強制通気や攪拌を行い数日から数週間で発酵させる。			その他	上記以外の処理を行っている。		
		堆積発酵	堆肥盤、堆肥舎等に高さ1.2-2m程度で堆積し、時々切り返しながら数カ月かけて発酵させる。			区分		管理区分の概要	
		貯留（1カ月以内）	貯留槽での貯留期間が1カ月以内で、その後、ほ場に散布するなどして農業利用。			排せつ物分離状況	処理区分		
		貯留（1カ月超）	貯留槽での貯留期間が1カ月を超え、その後、ほ場に散布するなどして農業利用。			ふん尿 分離処理	尿	開放型強制発酵（曝気処理）	開放型施設での曝気処理を行っている。
焼却	ふんの容積減少や廃棄、エネルギー利用（鶏ふんボイラー）のため行う。	密閉型強制発酵（曝気処理）	密閉型施設で曝気処理を行っている						
		浄化	活性汚泥など、好気性微生物によって、汚濁成分を分離。						
				貯留（1カ月以内）	ふんの貯留（1カ月以内）と同。				
				貯留（1カ月超）	ふんの貯留（1カ月超）と同。				

算出方法 排せつ物処理方法の区分

排せつ物分離状況		処理区分	管理区分の概要
ふん尿 分離処理	尿	メタン発酵	ふんのメタン発酵に同じ。
		公共下水道	ふんの公共下水道に同じ。
		産業廃棄物処理	ふんの廃棄物処理に同じ。
		その他	上記以外の処理を行っている。

区分		管理区分の概要
排せつ物分離状況	処理区分	
ふん尿混合処理	天日乾燥	天日により乾燥し、ふんの取扱性を改善する。
	火力乾燥	前頁の火力乾燥に同じ。
	炭化処理	前頁の炭火処理と同じ。
	開放型強制発酵	前頁の開放型強制発酵に同じ。
	密閉型強制発酵	前頁の密閉型強制発酵に同じ。
	堆積発酵	前頁の堆積発酵に同じ。
	浄化	前頁の浄化に同じ。
	貯留（1ヵ月以内）	前頁の貯留（1ヵ月以内）に同じ。
	貯留（1ヵ月超）	前頁の貯留（1ヵ月超）に同じ。

区分		管理区分の概要
排せつ物分離状況	処理区分	
ふん尿混合処理	メタン発酵	前頁のメタン発酵に同じ。
	公共下水道	前頁の公共下水道に同じ。
	産業廃棄物処理	前頁の産業廃棄物処理に同じ。
	放牧	前頁の放牧に同じ。
	その他	上記以外の処理を行っている。

要領別紙3 別添1 我が国の排せつ物処理方法の区分

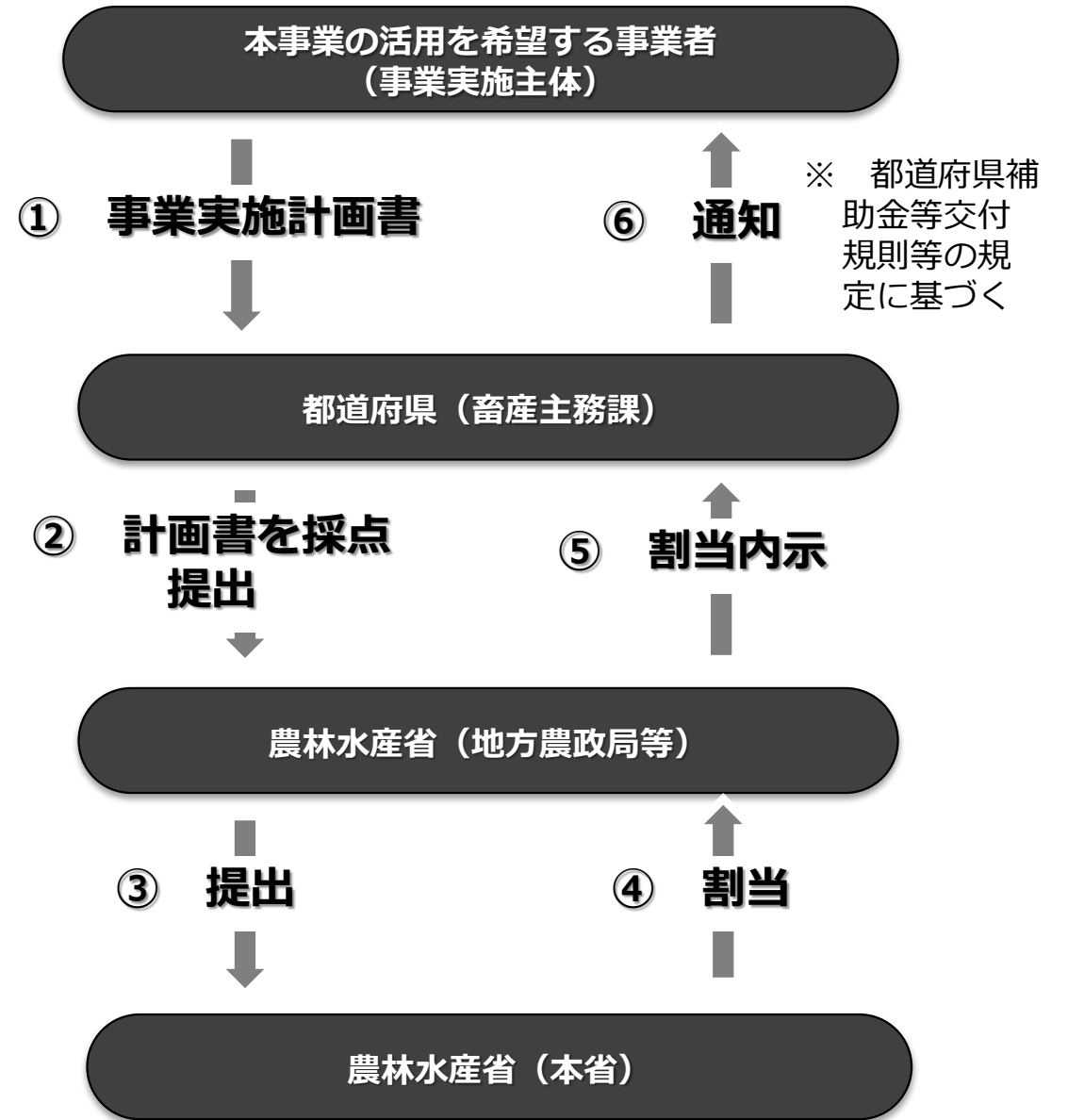
令和8年度事業の要望調査の実施

- 事業の要望調査は、交付申請前に、事業実施計画の事前調整を目的として実施します。
- 事業実施計画書の提出先となる都道府県、地方農政局等、農林水産省（本省）それぞれの段階で、提出期限が設定されます。

第2回要望調査の農林水産省（本省）提出期限は2月27日（金）です。

審査、割当内示

- 農林水産省（本省）は、地方農政局等を通じ、全国の都道府県から提出された事業実施計画書を審査します。
- 畜産・土づくり施設等導入支援及び畜産環境関連施設等導入支援事業、家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業は、財務省協議を行います。



事業実施に係る主なフロー（交付申請から交付決定）

交付申請

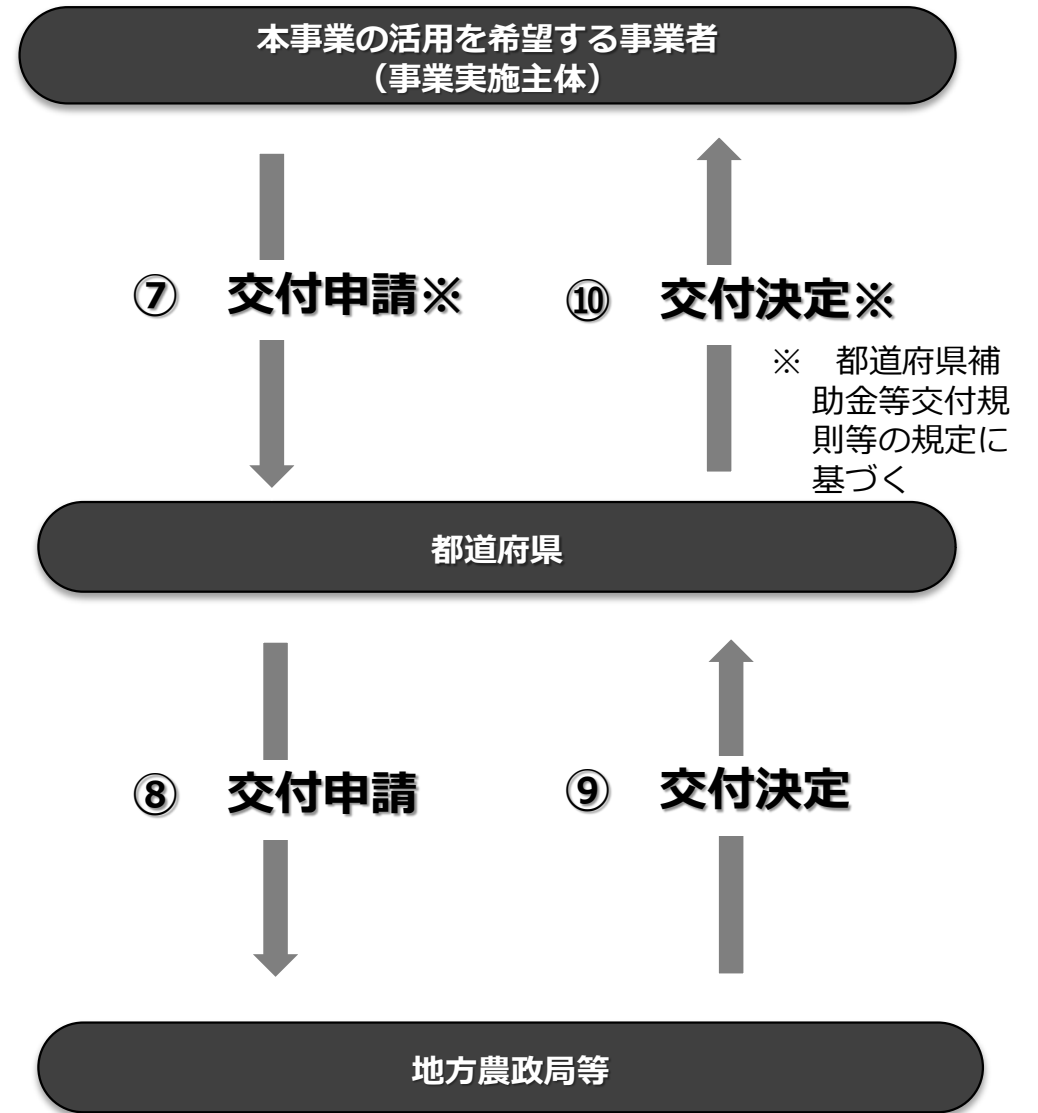
- 割当の通知を受理した事業実施主体は、都道府県が定める都道府県補助金等交付規則等に基づき、交付申請書を都道府県に提出します。
- 都道府県は、事業実施主体から提出された交付申請書を審査・とりまとめ、地方農政局等に申請します。

交付決定

- 地方農政局等は、都道府県から提出された交付申請書を審査し、都道府県に交付決定を通知します。
- 都道府県は、都道府県補助金等交付規則等の規定に基づき、事業実施主体に対し、交付決定を通知します。

交付決定前着手届

- 事業実施主体は、交付決定後に事業に着工又は着手してください。
- ただし、やむを得ない事情により交付決定前に事業の着手を行う場合にあっては、「交付決定前着手届」を都道府県に提出してください。



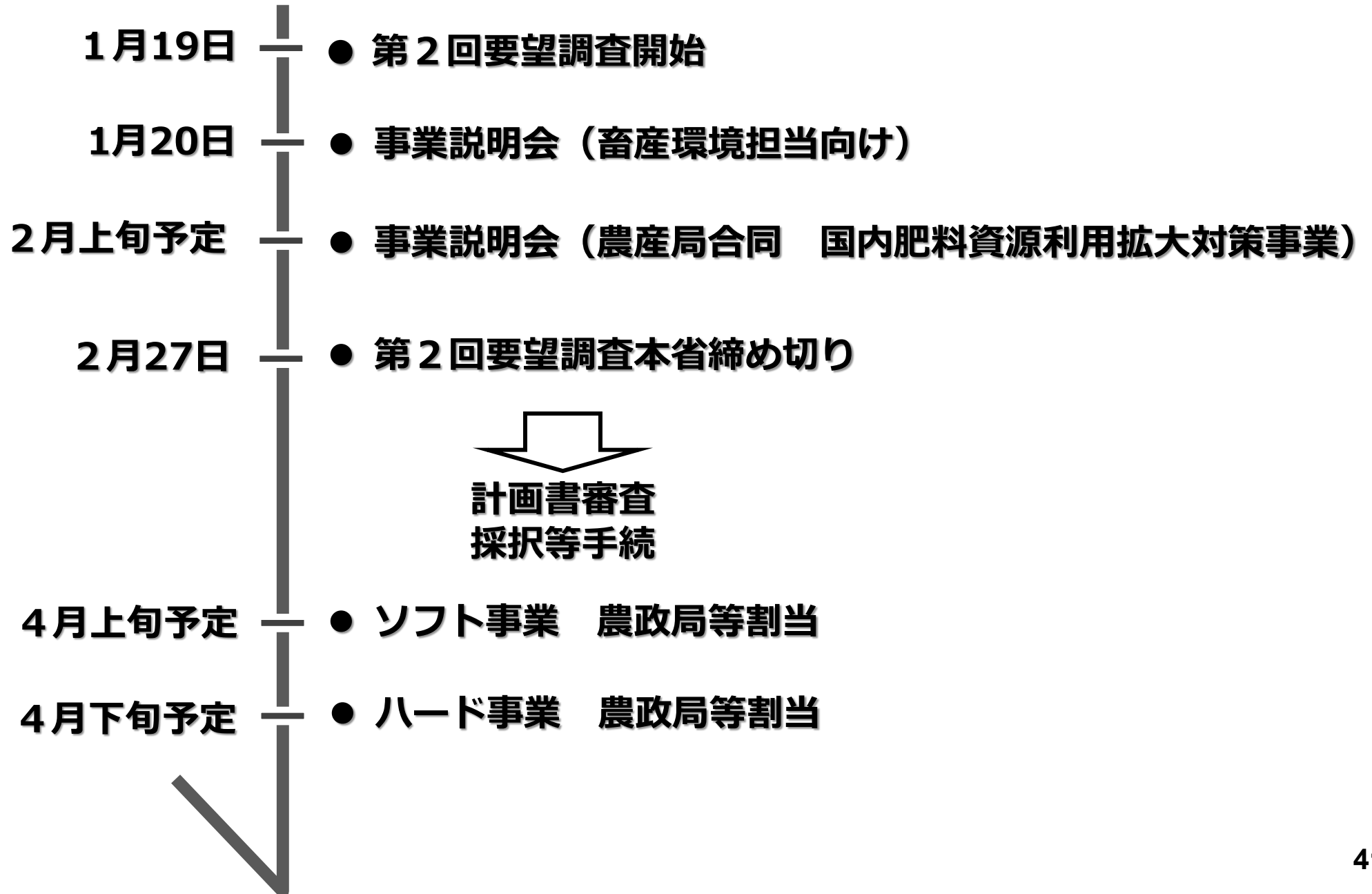
事業実施計画書に対する審査基準・採択基準

- ✓ 事業実施計画書ごとに都道府県が評価・ポイント付けし、ポイントの合計値の高い事業実施計画書から、予算の範囲内で採択します。
- ✓ 必須項目において、一つでも「全く認められない：0点」がある場合、採択しないものとします。
- ✓ ポイントの合計値が同じ場合には、補助金額が低い事業実施計画書を上位として順位を定めます。

要領別紙2 別添1

要領別紙3 別添2

必須項目 (共通)	有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・課題設定の正確性 ・目標の妥当性
	実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の実現可能性 ・協議会の組織性
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・予算計画の妥当性 ・スケジュールの妥当性
	公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の政策課題との整合性 ・地域への波及性
必須項目 (機械導入、 施設整備の 場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産土づくり堆肥生産流通体制支援事業 ・畜産・土づくり施設等導入支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・成果目標 ・ペレット化 ・広域流通
	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産環境関連施設等導入支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・成果目標
	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・成果目標
加算項目	他施策との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・みどり法に基づく計画認定の有無 ・先導計画への位置付けの有無 ・将来像が明確化された地域計画への位置づけの有無



国内肥料資源活用総合支援事業

各地方農政局等の窓口

北海道農政事務所 生産支援課
011-330-8807

東北農政局 環境・技術課
022-263-1111
(内線4574、4541)

関東農政局 環境・技術課
048-740-0450

北陸農政局 環境・技術課
076-232-4893

東海農政局環境・技術課
052-746-1313

近畿農政局 環境・技術課
075-414-9722

中国四国農政局 環境・技術課
086-224-4511
(内線2448、2773)

九州農政局 環境・技術課
096-300-6269

沖縄総合事務局 生産振興課
098-866-1653

農林水産省の窓口

農産局技術普及課
03-6744-2107

(肥料利用者の実証・機械導入等の取組に関する事項)
農産局農業環境対策課
03-3593-6495



畜産環境対策総合支援事業

各地方農政局等の窓口

北海道農政事務所 生産支援課
011-350-7656

東北農政局 畜産課
022-221-6198

関東農政局 畜産課
048-740-0444

北陸農政局 畜産課
076-232-4317

東海農政局 畜産課
052-223-4625

近畿農政局 畜産課
075-414-9022

中国四国農政局 畜産課
086-224-4511

九州農政局 畜産課
096-211-9111

沖縄総合事務局 生産振興課
098-866-1653

農林水産省の窓口

畜産局 畜産振興課環境保全班
(直通) 03-6744-7189



都道府県の窓口

